

豊島区は安全・安心な住宅宿泊事業法の施行をめざします！

平成30年6月15日～全国で施行されます。

住宅宿泊事業法(民泊新法)の概要

1. 住宅宿泊事業者(民泊を営む方)に係る制度の創設

- ① 住宅に、**180日を上限**とし宿泊させる事業です。
- ② **豊島区への届出**が必要です。
- ③ 当該物件では、定められた**標識の掲示**が義務付けられます。
- ④ 適正な遂行のための措置を義務付けています。
 - ・宿泊者の衛生と安全
 - ・宿泊者の快適性と利便性の確保
- ⑤ 家主不在型には、住宅の管理を委託することを義務付けています。
- ⑥ 宿泊者名簿を備え付けます。

消防設備が必要です。

物件ごとの届出です。国の民泊制度運営システムで管理します。

届出番号 Number		年月日
届出年月日 Date of Notification		年月日
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator		
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator		年月日
住宅宿泊管理業者の届出連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator		

標識の様式

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

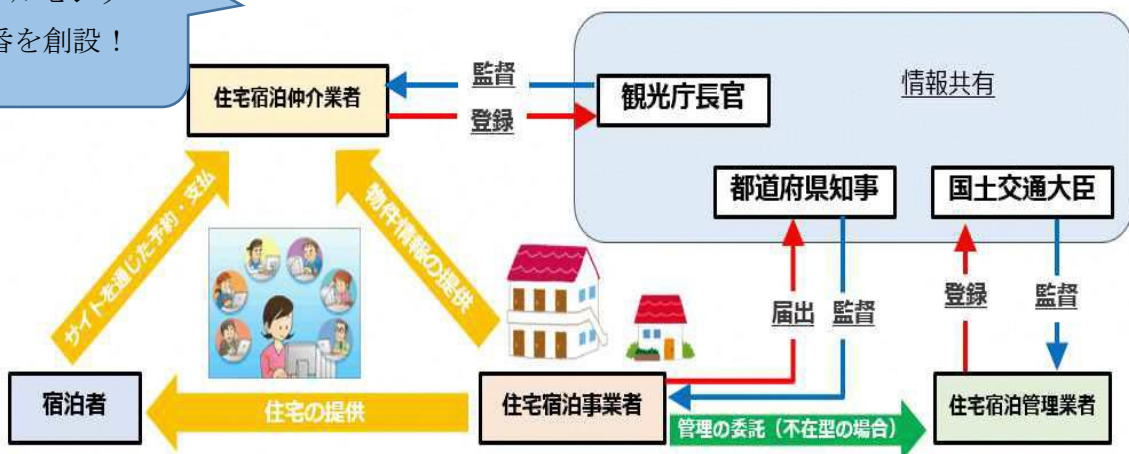
- ① 国土交通大臣の登録が必要です。
- ② 家主に代わって、当該住宅の管理を受託します。

* 仲介サイトでは、無届の物件は扱えません！違法物件は、施行までにサイトから削除させます。

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

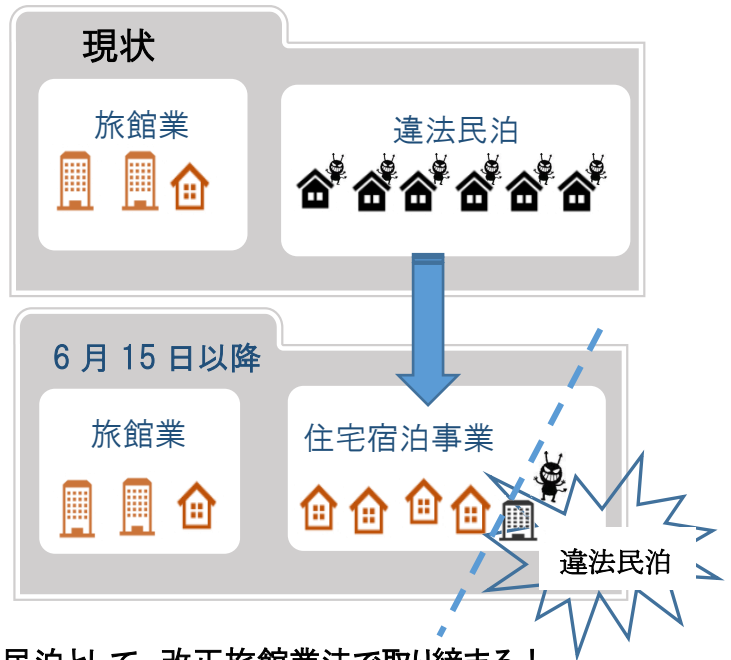
- ① 観光庁長官の登録が必要です。
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置を義務付けています。

観光庁にコールセンター
☎民泊110番を創設！



民泊にまつわる豊島区の現状

- ①用途地域の状況
住宅地 45.6%:商業地等 54.4%
- ②民泊に関する苦情状況
住宅地からの苦情 3割
商業地等からの苦情 6割
- ③苦情の内容
違法ではないか
治安が心配
夜間騒いで迷惑
ゴミ出しのルールが守られていない



* 無届物件は、違法民泊として 改正旅館業法で取り締まる！

豊島区ルール；住宅宿泊事業の適正運営を確保するための条例（案）

1. (区域・期間制限) 設けない → 区内全域に法の網をかけて適正運営を図る
2. (届出住宅の公表) 所在地、届出番号、届出年月日、緊急連絡先(家主居住以外)
3. (事業者の責務)(住宅宿泊管理業者の責務)
 - イ) 届出前の事前準備と周辺への事前の周知
 - ロ) 住宅の安全確保(非常用照明、避難経路の表示、消防確認)
 - ハ) 分譲マンションの場合は管理規約等の確認
 - ニ) 家主不在型の場合は、住宅宿泊管理業者との契約書等の作成
 - ホ) 共同住宅の場合には、法で定める標識の掲示のほか郵便受け等の外部から認識できる場所に区が指定する標識を掲示するよう努める
 - ヘ) 当該事業の実施に伴い発生した廃棄物は事業系ごみとして適正に処理する
 - ト) 苦情には速やかに現場急行し、必要な対策を講じ、記録を作成して3年間保存する
 - チ) 周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため、善良な風俗の保持に努める
 - リ) 感染症防止や定期清掃と換気など衛生上必要な措置を実施
 - ヌ) 近隣商店街や地域住民との良好な交流に努める
 - ル) 区、警察、消防等への誠実な対応
4. (宿泊者の責務) 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に努める
5. (土地又は住宅提供者等の責務) 本事業の実施の可否を明記する
6. (見直し条項) 事業実施3年後に見直しを行う

マンションでは、民泊を禁止する意思がないことの確認が必要！

区では、消防署・警察署等と連携し違法民泊の取り締まりを強化します！

問い合わせ先:生活衛生課環境衛生グループ 03-3987-4176